

木造住宅耐震改修工事費補助金

補助金申請の手引き

木造住宅の耐震改修工事を行う場合、一定の条件(条件については都市計画課にお問い合わせ下さい)を満たす方は、市の耐震改修工事補助を受けることができます。下記の条件に適合し、補助を希望する方は下記の説明に沿って、補助の手続きを進めて下さい。

補助を受けるための条件

1. 申請者自ら木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

☆借家、共同住宅及び長屋住宅は対象になりません。

2. 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工された一戸建ての2階建て以下の木造在来工法によって造られている住宅で、耐震改修を指導又は勧告されていること。

☆事務所や店舗等、住宅の用途以外と併用の場合は延べ面積の半分以上が住宅として使用されている必要があります。また、木造一戸建てでも、ツーバイフォー工法、木質パネル工法、丸太組工法等の住宅は対象になりません。

3. 住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されていること。

4. 市税を滞納していないこと。

5. 過去に耐震改修工事に係わる補助金の交付を受けていないこと。

6. 耐震診断総合評価の上部構造耐力の評点が1.0未満のものを1.0以上の評点になるような耐震改修工事とすること。

その他

- ・この補助事業は事前申請となりますので、ご利用される場合は事前にご相談下さい。
- ・市から、建築士、施工業者のあつせんは行っておりませんのでご注意ください。

*補助金は、請負者に市が支払います。(代理受領制度。詳しくは建築指導担当まで)

問い合わせ 野田市役所 都市計画課 建築指導担当
04-7125-1111(内線 2686・2994)

補助を受けるまでの流れ

事前調査

- ・・・補助対象の要件チェック
- ☆不明な場合は都市計画課にお問い合わせ下さい。
- ★耐震改修設計の契約をして下さい。

1. 耐震改修工事の見積りを依頼する

- ☆建築士事務所の登録のある方に依頼して下さい。
- ☆耐震改修設計費・監理費・工事費が対象になります。

2. 補助金の申請

- ・・・補助金交付申請書

- 必要書類
- ①登記事項証明書等
 - ②耐震設計・工事・監理に係わる見積書の写し
 - ③耐震設計を行う建築士の免許の写し
 - ④耐震診断結果報告書
 - ⑤耐震改修計画書
 - ⑥耐震補強工事図面
 - ⑦記載事項証明書【納税に関する事項】
 - ⑧その他必要と認める書類
- 居住している者の全員の住民票の写し
 - 居住している者の全員の所得を証する書類
 - 高齢者等であることが確認できる書類

3. 交付の決定

- ・・・補助金交付決定通知書
- ☆中止又は変更が生じる場合は、再度申請が必要です。

4. 請負者と契約し 委任状の提出

- ・・・契約の際に委任状を記入し請負者に提出
- 申請者は工事の報告、補助金の受領に関する権限を請負者に委託します。

5. 耐震改修工事を実施する

6. 耐震改修工事完了

- ・・・完了報告書
- ・委託を受けた請負者が必要書類を添付して報告
- ・申請者は契約額から補助金を差し引いた金額を請負者に支払って下さい。

- 必要書類
- ①耐震診断結果報告書等の成果品の写し
 - ②耐震設計・工事・監理に関する契約書の写し
 - ③耐震設計・工事・監理に要した費用の領収書の写し
 - ④耐震改修工事状況・材料写真
 - ⑤耐震改修工事報告図面
 - ⑥耐震改修工事監理に係わる報告書
 - ⑦耐震改修工事に関する委任状

7. 額の確定通知

- ・・・補助金交付額確定通知書（第8号様式）
- 市は申請者に補助金額が確定したことを通知します。

8. 補助金の請求

- ・・・補助金交付請求書
- ☆3月15日までに請求して下さい。

9. 補助金の支払い

- ・・・市は委任状に基づき請負者に補助金を支払います。

補助額

耐震改修に必要な設計、工事監理及び工事に要する費用とする。

① 高齢者等世帯に属する者

補助金の額は耐震改修に要する費用の**3分の1**とし、限度額は**75万円**とします。
75万円の内訳（改修設計費5万円、工事監理費5万円、改修工事費65万円）

② 低所得者世帯に属する者

補助金の額は耐震改修に要する費用の**3分の1**とし、限度額は**75万円**とします。
75万円の内訳（改修設計費5万円、工事監理費5万円、改修工事費65万円）

③ 高齢者等世帯かつ低所得者世帯に属する者

補助金の額は耐震改修に要する費用の**2分の1**とし、限度額は**75万円**とします。
75万円の内訳（改修設計費5万円、工事監理費5万円、改修工事費65万円）

④ 上記のいずれにも該当しない世帯に属する者

補助金の額は耐震改修に要する費用の**3分の1**とし、限度額は**25万円**とします。
25万円の内訳（改修設計費2万円、工事監理費3万円、改修工事費20万円）

1 「高齢者等世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

- 65歳以上の者のみで構成される世帯
- 介護保険法の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者が属する世帯
- 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯
- 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者が属する世帯
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯

2 「低所得者世帯」とは

- 世帯を構成する者の地方税法に規定する合計所得金額の合計が200万円以下の世帯をいう。

毎年**12月末まで**に補助金交付申請をして頂くようご協力をお願いします。

耐震診断・改修についての相談先

- ・千葉県建築士事務所協会東葛支部 050-1473-0898
- ・千葉県建築士会野田支部 04-7127-2000